

府 食 第 480 号  
令和 7 年 7 月 7 日

農林水産大臣

小泉 進次郎 殿

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴

### 食品健康影響評価について（回答）

令和 7 年 6 月 25 日付け 7 消安第 1951 号により食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結乾燥生ワクチン（シード）（ボックスオン Ms 生ワクチン）については、その主剤である病原体による疾病として「マイコプラズマ・シノビエ感染症」がある。

「マイコプラズマ・シノビエ感染症」については、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価しており、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

また、本製剤の添加剤は、これまでの食品健康影響評価において、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられると評価した添加剤である。

したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。